公　　示

次のとおり、契約の相手方を公募します。

令和８年１１月２７日

支出負担行為担当官
福岡検疫所総務課長　市原　康平

１ 公募内容

（１）件　名

２０２７年度国家公務員食品衛生監視員採用試験で使用する試験会場の借用

（２）趣　旨

２０２７年度国家公務員食品衛生監視員採用試験を公正かつ円滑に実施するための試験会場の確保

（３）内　容

２０２７年度に以下の日程で実施される予定の国家公務員食品衛生監視員採用試験で使用する試験会場として、条件を満たす施設を使用させること。

２０２７年度試験実施予定日 国家公務員食品衛生監視員　（大卒程度）（第１次試験） ２０２７年４月２５日（日）

２ 公募に必要な資格に関する事項

（１） 予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２） 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３） 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

（４） 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（５） 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（６） 暴力団に該当しない旨の誓約書を提出すること。

（７） 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

（８） この公募の申込期限の直近１年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

注）　これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ本件連絡先に照会すること。

３　特殊な技術及び設備等の条件

試験地（福岡市）に所在する施設で、以下の条件を具備している施設であること。

なお、試験会場及び試験室の数等は、最終的な受験予定者数を基に確定するため、受験予定者数の減少などに伴い、契約後であっても、試験会場及び試験室の使用を取りやめる場合がある。

①　試験室の規模・規格

試験室の規模は、１部屋当たり受験可能人員（次のア、イの条件により算出した人数）が５０人から１００人程度の範囲とし、試験官が受験者を十分監視できる環境とすること。

ア　カンニング等の不正行為を防止するため、受験者の配置は、隣の席との間隔を空けることとし、３人の連続した机の場合には、原則として両端の２席のみを使用すること。

イ　試験係官が受験者１人１人に問題集等を容易に配布できる広さの通路を確保できること。

ウ　遅刻者に対する措置、視覚障害による回答時間延長措置及び体調不良者に対する措置を行うため、主たる試験室のほかに、１０人～２０人程度の試験の実施が可能な試験室を２室確保すること。

エ　室内で弁当等の食事が可能なこと。

オ　トイレは、受験者の男性と女性の割合が同程度になると想定した場合に、男女別で混雑なく使用することができること。

②　収容可能人員

試験地別に、単独の施設において、①に基づき算出した収容可能人員が、２０２６年度の受験予定者数以上であること。

○食品衛生監視員採用試験の受験予定者数

受験予定者数は、年により変動する。２０２７年度の受験予定者数（申込者数）については、２０２６年度食品衛生監視員採用試験受験申込者数（下記の表）を参考とすること。

＜２０２６年度食品衛生監視員採用試験の受験申込者数の実績＞

	福岡市
受験予定者数	６４

※受験予定者数の確定は、試験実施日の概ね１か月前となる見込みである。

③　試験事務室

試験会場内に、試験室とは別に、試験係官の打ち合わせ、試験関係資料の配付・回収等を行うため２０人程度が収納可能な試験事務室を１室確保すること。

④　試験会場の環境

原則として、試験当日、同一会場で他の団体等が実施する各種試験等と競合しないこと、同一建物で授業等での使用がないこと、その他、近隣での騒音等、試験の適正な実施に影響するような行事等が行われないこと。

最寄りの公共の鉄道駅から徒歩１５分程度以内で、バスを使用する必要がないこと。

福岡検疫所からの連絡が容易な立地であること。

⑤　利用時間

施設の利用時間は次のとおりとする。

試験の種類	利用時間（準備・後片付けのための使用時間を含む）
食品衛生監視員（大卒程度試験）	試験前日　午後（試験室の準備、施設内の誘導表示等の試験会場の設営に必要な時間）
	試験当日　７：００～１７：００

※　前日の準備後は、他の利用のための貸し出し等が行われず、設営状態が保持されるようにすること。

※　試験当日、天災等の万一の事態には、借用時間の延長に応じられること。

⑥　冷房設備

冷房措置ができる空調設備を有すること。

⑦　身体障害者等への対応

車椅子を利用する者の受験が可能な設備を有すること（身体障害者用のトイレがあること、机が車椅子を利用する者に対応していること、試験室の位置によってはエレベーター、スロープ等があること等）。

⑧　受験者の受付場所

試験会場内に、受付を行う際の受験者の待機場所として、広場や通路等の十分なスペースを有すること。

⑨　その他

試験の適正な実施に影響するおそれがあると考えられる掲示物や配布物等を撤去又は一時保管できるようにすること。また、照明装置、冷房設備等、施設の異常に対し、対応できる者が試験当日に常駐していること。

４　公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、契約を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

（１）意思表示期限　　令和８年１２月１８日（金）１７時まで

（２）意思表示先　　福岡検疫所総務課　担当　長坂、澤田

（３）意思表示方法　　ＦＡＸ又はＥ－ｍａｉｌ

（４）意思表示様式　　別紙様式１のとおり。また、以下の書類を添付すること。

・暴力団に該当しない旨の誓約書（別紙様式２）

・施設概要資料、施設内面図、パンフレット、写真等

・会場等借上の概算見積書

・団体概要（名称、所在地、人的体制、設立状況等）がわかる資料・パンフレット等

5　その他

（1）公募の結果、参加者が複数の場合、原則として一般競争入札を行うものとする。

（2）その他詳細は仕様書による。

【本件連絡先】
住　所：福岡市博多区沖浜町８－１
担　当：福岡検疫所総務課　長坂、澤田
電　話：０９２－２９１－４０９２
ＦＡＸ：０９２－２９１－４０９６
Ｅ－ｍａｉｌ：fukuokakenekisho-soumuka@mhlw.go.jp